

平成 2 1 年第 3 回常陸太田市議会臨時会会議録

目 次

招集告示.....	5
平成 2 1 年第 3 回常陸太田市議会臨時会会期日程.....	6
第 1 号 5 月 2 9 日 (金)	
○議事日程 (第 1 号)	7
○本日の会議に付した事件.....	7
○出席議員.....	7
○説明のため出席した者.....	8
○事務局職員出席者.....	8
開 会.....	8
開 議.....	8
○会議録署名議員の指名.....	8
○諸般の報告.....	8
○日程第 1 会期の決定.....	1 0
○日程第 2 報告第 6 号ないし報告第 9 号 (一括上程)	1 0
提案理由説明.....	1 1
質 疑 2 6 番 宇野 隆子君.....	1 5
質 疑 2 2 番 立原 正一君.....	1 6
討 論 2 6 番 宇野 隆子君.....	1 9
採 決.....	2 0
○日程第 3 議案第 4 1 号 (上程)	2 1
提案理由説明.....	2 1
質 疑 2 6 番 宇野 隆子君.....	2 2
討 論 2 6 番 宇野 隆子君.....	2 3
採 決.....	2 4
○日程第 4 議案第 4 2 号ないし議案第 4 3 号 (一括上程)	2 4
提案理由説明.....	2 4
質 疑 2 6 番 宇野 隆子君.....	2 5
質 疑 2 2 番 立原 正一君.....	2 7
採 決.....	2 9
閉 会.....	3 0

常陸太田市告示第77号

平成21年第3回常陸太田市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年5月22日

常陸太田市長 大久保 太一

1. 期 日 平成21年5月29日

2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成21年第3回常陸太田市議会臨時会会期日程

平成21年5月29日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
5月29日	金	本 会 議	1.開 会 2.会期の決定 3.議案説明(質疑・討論・採決) 4.閉 会

平成21年第3回常陸太田市議会臨時会会議録

平成21年5月29日(金)

議事日程(第1号)

平成21年5月29日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例)
- 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度常陸太田市一般会計補正予算(第9号))
- 日程第 3 議案第 4 1 号 常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 4 議案第 4 2 号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約について
- 議案第 4 3 号 消防ポンプ自動車購入契約について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第 6 号ないし報告第 9 号(一括上程・報告案件説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 議案第 4 1 号(提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 議案第 4 2 号ないし議案第 4 3 号(一括上程・提案理由説明・質疑・採決)

出席議員

議長	黒 沢 義 久 君	副議長	茅 根 猛 君
1 番	木 村 郁 郎 君	2 番	深 谷 涉 君
3 番	鈴 木 二 郎 君	4 番	荒 井 康 夫 君
5 番	益 子 慎 哉 君	6 番	深 谷 秀 峰 君
7 番	平 山 晶 邦 君	8 番	成 井 小 太 郎 君
9 番	福 地 正 文 君	10 番	高 星 勝 幸 君
12 番	菊 池 伸 也 君	13 番	関 英 喜 君
14 番	片 野 宗 隆 君	15 番	平 山 伝 君
16 番	山 口 恒 男 君	17 番	川 又 照 雄 君
18 番	後 藤 守 君	20 番	小 林 英 機 君

21番	沢 畠 亮 君	22番	立 原 正 一 君
23番	高 木 将 君	24番	梶 山 昭 一 君
25番	生田目 久 夫 君	26番	宇 野 隆 子 君

説明のため出席した者

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	梅 原 勤 君
教 育 長	中 原 一 博 君	総 務 部 長	川 又 善 行 君
政策企画部長	江 幡 治 君	市民生活部長	五十嵐 修 君
保健福祉部長	綿 引 優 君	産 業 部 長	赤 須 一 夫 君
建 設 部 長	富 田 広 美 君	会 計 管 理 者	大 森 茂 樹 君
水 道 部 長	高 橋 正 美 君	消 防 長	菊 池 勝 美 君
教 育 次 長	根 本 洋 治 君	福 祉 事 務 所 長	深 澤 菊 一 君
秘 書 課 長	山 崎 修 一 君	総 務 課 長	川 上 明 文 君
監 査 委 員	檜 山 直 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	時野谷 彰	副参事兼総務係長	吉 成 賢 一
次長兼議事係長	菊 池 武		

午前10時開会

議長（黒沢義久君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は26名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成21年第3回常陸太田市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（黒沢義久君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により

2番 深 谷 涉 君 16番 山 口 恒 男 君

の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（黒沢義久君） 諸般の報告を行います。

最初に、議長会の経過についてご報告いたします。

去る4月14日、水戸市において、県北市議会議長会が、同じく17日、水戸市において、茨

城県市議会議長会が、同じく23日、宇都宮市において、関東市議会議長会が、それぞれ開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました報告書によりご承知願います。

次に、監査委員から、3月及び4月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたのでご報告いたします。

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	梅 原 勤 君
教 育 長	中 原 一 博 君	総 務 部 長	川 又 善 行 君
政策企画部長	江 幡 治 君	市民生活部長	五十嵐 修 君
保健福祉部長	綿 引 優 君	産 業 部 長	赤 須 一 夫 君
建 設 部 長	富 田 広 美 君	会 計 管 理 者	大 森 茂 樹 君
水 道 部 長	高 橋 正 美 君	消 防 長	菊 池 勝 美 君
教 育 次 長	根 本 洋 治 君	福祉事務所長	深 澤 菊 一 君
秘 書 課 長	山 崎 修 一 君	総 務 課 長	川 上 明 文 君
監 査 委 員	檜 山 直 弘 君		

以上、17名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

市長あいさつ

議長（黒沢義久君） この際、市長より招集のごあいさつをお願いいたします。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成21年第3回市議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は臨時会を招集いたしましたところ、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

5月10日に告示されました市長選挙におきまして、多くの議員の皆様、市民の皆様の温かいご支援によりまして再選いただきました。この機会に改めまして心から御礼を申し上げます。

2期目の就任に当たり、責任の重さをずしりと感じているところでございます。市民の皆さんが安全・安心して暮らし、元気を出して生活できる地域づくりのために、今後4年間全身全霊を投入しまして、自然・歴史を生かし、人と地域が輝く協働のまち実現に向けまして、取り組んでまいります。

市政運営につきましては、特に、少子高齢化が急激に進む本市の現状の中で、安心して子育てのできる環境づくりなど福祉の充実、道路や上下水道などの生活環境の整備、地産地消の推進や農業の振興、企業誘致の推進によります雇用の確保、さらに若者定住の環境づくりを進めてまいります。また、市内にあるすぐれた地域資源を生かし、磨きをかけながら地域の元気づくりや交流人口の増加を図り、本市の活性化や元気づくりに取り組んでまいります。さらに、行財政改革

を推進し、財政の健全化と効率化を図ってまいります。

つきましては、議員の皆様には引き続き市政の発展と市民福祉の充実のために、力強いご支援ご協力をいただきたく、お願いを申し上げる次第でございます。

さて、政府が20日に発表いたしました平成21年1月から3月期のGDPは年率換算で15.2%の減となっており、戦後最悪を記録しております。四半期連続でマイナス成長となるのも、戦後初めてのことでございます。

このような中、国においては景気対策として、総額1兆3千900億円の平成21年度第1次補正予算案を提案いたしました。参議院で審議中となっていたところですが、本日成立が見込まれるところであり、景気の一刻も早い回復を期待する次第でございます。

本市におきましても、国の景気対策に伴い6月の市議会定例会に地域経済活性化関連の補正予算を提案いたします。

本日提案いたします案件は、専決処分の承認を求めることについて4件、条例の一部改正が1件、水槽付消防ポンプ自動車及び消防ポンプ自動車の購入契約各1件の合わせまして7件でございます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに副市長よりご説明いたします。

慎重にご審議をいただき、原案のとおり承認、可決を賜りますようお願い申し上げます、招集のあいさつといたします。

議長（黒沢義久君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

議長（黒沢義久君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りといたします。

日程第2 報告第6号ないし報告第9号

議長（黒沢義久君） 次に、日程第2、報告第6号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例）、報告第7号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）報告第8号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、報告第9号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度常陸太田市一般会計補正予算（第9号））、以上4件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） 提案者にかわりまして、報告させていただきます。

議案書 1 ページをお開きいただきます。報告第 6 号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成 21 年 5 月 29 日報告、市長名でございます。

2 ページに専決処分書の写しがございます。地方税法等の改正に伴い、平成 21 年 4 月 1 日から下記の条例を施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分する。記、常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例。平成 21 年 3 月 31 日、市長名でございます。

今回の市税条例等の改正につきましては、4 条に分かれております。第 1 条につきましては、前項の市税条例の一部を改正するもの、第 2 条につきましては、昨年の方税法の改正の中で、未施行となっていました措置が施行されることに伴い改正するもの、第 3 条及び第 4 条につきましては、昨年の 4 月及び 12 月の市税条例の一部を改正する条例の附則部分を改正するものがございます。

主な改正につきましては、1 つ目といたしまして、住宅借入金等特別税額控除の創設、2 つ目といたしまして、看護師養成所等に係る固定資産税に対する非課税措置の充実、並びに社会医療法人に認定された医療機関が設置する救急医療施設等に対する固定資産税の非課税措置の創設、3 つ目といたしまして、高齢者向けのいわゆるバリアフリー等の整備をした優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の拡充、4 つ目といたしまして、これまでも行ってきました土地に対する固定資産税の負担調整及び下落修正措置の継続、5 つ目といたしまして、いわゆる 200 年住宅などといわれます長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置の創設、6 つ目といたしまして、上場株式等に係る配当及び譲渡所得等に対する軽減税率の延長の 6 点でございます。

主な改正内容につきまして、新旧対照表で進めさせていただきます。

12 ページをお開きいただきます。現行の市税条例の一部を改正する第 1 条を説明させていただきます。第 28 条の 2、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収から、13 ページの 28 条の 5 ですが、年金所得に係る仮特別徴収税額等までにつきましては、公的年金から特別徴収をする場合、公的年金以外の所得を加算しないこととするものがございます。

17 ページに移りまして、第 35 条につきましては、看護師や歯科衛生士等の養成所に係る固定資産に対する非課税措置の適用範囲を健康保険組合、社会医療法人等にも拡充をするというものでございます。

18 ページの第 37 条の 2 につきましては、社会医療法人に認定された医療機関が設置する救急医療施設等に対する固定資産税を非課税とするものがございます。緊急の医療、設備等を備えた機関でございますけれども、現在のところ本市にはこの社会医療法人に認定された医療機関はございません。

続きまして、附則の改正でございますが、20ページの附則第5条の3の2につきましては、国税から地方税への税源移譲の経過措置の制度とは別に住宅借入金等特別税額控除を創設しまして、所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除額を税額から控除するものでございます。施行期日は平成22年1月1日でございます。

23ページの第8条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、バリアフリー化等がされた高齢者向けの優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について国の補助を受けて整備した住宅も対象に加えるというものでございます。

25ページの第9条、土地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義から31ページの13条の2、大規模な土地取得などのいわゆる特別土地保有税の課税の特例までにつきましては、土地に対する固定資産税の負担調整並びに下落修正できる特例を平成23年度まで継続するというものでございます。

32ページの14条の3、上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例から、42ページの17条の4、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律関係までにつきましては、住宅借入金等特別税額控除の創設に伴いまして、条文を整理するものでございます。

次に昨年の地方税法の改正の中で未実施となっていた措置が施行されることに伴い、改正する第2条でございますが、45ページをお開きいただきしたいと思います。附則第8条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置の申告内容を規定するものでございます。対象要件、減額する税額は平成21年6月4日から平成22年3月31日までに新築されたもの、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づき茨城県が認めたもの、床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であるものかつ居住割合が全体の床面積の2分の1以上である住宅であって、120平方メートルまでの固定資産税の2分の1の額を5年間減額するものでございます。施行期日は、平成21年6月4日でございます。

次に、昨年4月の市税条例の一部を改正する条例の附則を改正する第3条でございますが、47ページをお開きいただきます。附則の第2条でございます。個人の市民税に関する経過措置につきましては、上場株式等に係る配当及び譲渡所得等に対する軽減税率であります100分の1.8を平成23年12月31日までの1年間延長するものでございます。あわせまして、配当及び譲渡所得等の区分に応じた軽減の経過措置を廃止するものでございます。

次に、昨年12月の市税条例の一部を改正する条例の附則を改正する第4条でございますが、53ページでございます。寄附金税額控除の規定を適用する場合、租税特別措置法の文言を規定したものでございます。

恐れ入りますが、9ページまでお戻りいただきまして、下段の附則がございましたけれども、第1条施行期日についてでございますが、これは平成21年4月1日から施行するものでございます。ただし、1号から第5号までの関係条項につきましては、今までご説明してまいりましたよ

うに、それぞれの施行期日となっております。10ページの第2条から11ページの第3条までは市民税及び固定資産税に関する経過措置の規定でございます。

続きまして、議案書54ページに移りまして、報告第7号に移らせていただきます。専決処分の承認を求めることについて、地方自治法179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。平成21年5月29日報告、市長名でございます。

55ページに専決処分書の写しがございます。地方税法等の改正に伴い、平成21年4月1日から下記の条例を施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分する。記、常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例。平成21年3月31日、市長名でございます。

今回の改正につきましては、宅地及び農地に対する負担調整措置の継続等でございます。内容につきましては、57ページの新旧対照表で説明させていただきます。附則の第2項、宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例から、60ページに移りますが、第8項、農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例までにつきましては、宅地及び農地に対します負担調整の措置を、さきの市税条例の改正条例と同じように平成23年度まで継続するものでございます。

61ページの第12項につきましては、旅客鉄道株式会社から譲り受けて営業する鉄道施設に係る固定資産に対し、課税標準額を2分の1とする特例措置の廃止に伴いまして、引用条項を整理するものでございます。

56ページにお戻りいただきまして、下段に附則がございます。第1項は施行期日、第2項は経過措置の規定でございます。

次に62ページに移らせていただきます。報告第8号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成21年5月29日報告、市長名。

次のページに専決処分の写しがございます。地方税法等の改正に伴い、平成21年4月1日から下記の条例を施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分する。記、常陸太市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。平成21年3月31日、市長名。

内容につきましては、66ページの新旧対象表でご説明をさせていただきます。第2条の課税額でございますが、第4項におきまして、介護納付金分の課税限度額を9万円から10万円に引き上げるものでございます。

続きまして、附則でございますが、第3項、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、平成21年1月1日以降に支払いを受ける上場株式等の配当所得について、さきの地方税法の改正により本人の申告により分離課税が選択できることとされましたことから、この分離した配当所得を総所得金額に加えることとする規定を新たに設けたものでございます。

67ページをお開きいただきます。第4項で、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、平成21年、22年中に取得した所有期間が5年を超える土地を譲渡した場合に新たな特別控除、1,000万円が適用されることとなるものでございます。

続きまして、68ページ、第5項、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、所有期間が5年以下の土地等を譲渡した場合には従前どおりの特別控除5,000万円の範囲内でございますが、特別控除が適用されることを規定したものでございます。

続きまして、第8項、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、上場株式等の譲渡損失について、第3項に掲げる配当所得との間の損益通算を可能とするものでございます。

69ページをお開きいただきます。第10項、先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、租税特別措置法の改正により譲渡所得を加えるものでございます。その他必要に応じて各条項の繰り下げ、見出しの改正などを行ってございます。

戻りまして、65ページに附則がございます。第1条ではそれぞれの施行日を規定してございます。また、第2条では介護納付金分の課税限度額の引き上げを平成21年度以降の国民健康保険税について適用することを規定してございます。

次に、報告第9号に移らせていただきます。71ページをお開きいただきます。報告第9号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。平成21年5月29日報告、市長名。

次の72ページに専決処分書の写しがございます。専決処分書、特別交付税の確定及び市債の変更等に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成20年度常陸太田市一般会計補正予算（第9号）。平成21年3月31日、市長名。

74ページをお開きいただきます。平成20年度常陸太田市一般会計補正予算（第9号）でございます。平成20年度常陸太田市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,869万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ253億9,341万円とする。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成21年3月31日専決、市長名。

事項別明細によるご説明をさせていただきます。81ページをお開きいただきます。歳入でございます。第2款地方譲与税からずっと下の第11款交通安全対策特別交付金までの補正につきましては、いわゆる特別交付税の3億0,049万5,000円の増額など、それぞれの3月期の交付額の確定によるものでございます。第16款財産収入の補正額1万4,000円につきましては基金利子の確定によるもの。第17款寄附金の補正につきましては社会福祉事業等寄附金3万円、ふるさと常陸太田市寄附金2万円を受け入れたものでございます。第18款繰入金ではありますが、各種交付金、特別交付税等の確定により財源が確保できたことから、財政調整基金繰上金を減額するものでございます。第21款市債につきましては、対象事業費の確定により市債を変更する

ものでございます。

84ページの歳出でございます。次年度以降の財源として、財政調整基金に1億6,864万1,000円を積み立てるほか、寄附金や基金の利子をそれぞれの基金に積み立てるものでございます。

78ページにお戻りいただきまして、第2表の地方債の補正でございます。先ほど申し上げましたように、対象事業費の確定に伴い市債をそれぞれ変更するものでございます。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 26番日本共産党の宇野隆子です。

報告第7号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）、報告第8号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の2件について、質疑を行います。

報告第7号についてですが、この質疑の内容については先ほど報告の説明がありまして、報告第6号の市税条例等の改正の中でも出てきた内容ですけれども、この2009年、今年が3年ごとの固定資産税評価替えに当たります。1994年に固定資産税評価額を地価公示価格の7割と設定した際に、急激な税額の増加を是正するための経過措置として設けられた土地の負担調整措置が継続されます。農地についても負担調整措置が継続されます。激変緩和措置が延長されることはよいことですが、負担調整措置によって市街化区域内の農地の税額がどうなるのか、お伺いいたします。

報告第8号についてです。ページ66になりますが、この課税額第2条第4項中、介護納付金課税額の限度額9万円を10万円に引き上げる改正です。介護保険ですから、対象者が40歳以上65歳未満までとなりますけれども、限度超課税となる世帯数、被保険者数、割合等についてお伺いをいたします。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 報告第7号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）についてのご質疑にお答えを申し上げます。

今年度の評価替えに伴う市街化区域内の土地の評価額につきましては、土地周辺の道路状況、分合筆等による土地の形状や利用形態の変化、区画整理事業による利便性の変化等により、一部は上昇している土地がございますが、全体的には下落または据え置きでございます。前年度より3%の減、家屋の評価額につきましては経過年数による減価償却によりまして全体では6%の減となっております。なお、農地の評価額につきましては宅地並みの評価となりますが、基準とな

る宅地が下落または据え置きとなっているため、評価額が上昇している土地はございません。

一方、税額についてでございますが、税額につきましては過去の評価替えにおける大幅な評価額の上昇による急激な税額の上昇を抑えるため、議員さんご発言のとおり税額をなだらかに上昇させる負担調整措置を講じてまいりました。なお、市街化農地に係る負担調整措置につきましては、一般農地の調整と同様でございますが、宅地よりもなだらかに上昇させる措置となっております。

昨年度の固定資産税全体の土地の概要調書の数字でご説明いたしますと、これまでの負担調整措置によりまして7割以上の土地につきましては税負担が一定水準に達しており、税額が据え置きまたは評価額の下落により減少いたしております。しかし、まだ税負担水準が低い土地もございます。この土地につきましては、今回の都市計画税条例の改正によりまして、負担調整措置が平成23年度まで継続することになります。今後の税負担もなだらかに上昇することとなるわけでございます。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） 報告第8号専決処分の承認を求めることについてのご質問にお答えいたします。

常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の第2条第4項の介護納付金分の課税限度額を9万円から10万円に引き上げることに伴いまして、影響を受けるのは40歳以上65歳未満の加入保険者のいる世帯において、介護納付金の課税額が9万円から10万円の間に該当する世帯であります。平成20年度課税状況を申し上げますと、課税限度額の9万円を超えている世帯は85世帯で対象世帯の約1.6%、被保険者数は161人で対象被保険者数の約2.3%、課税額では330万円程度で対象額の約2.3%となっております。なお課税対象となるのは、約800万円程度の所得のある被保険者です。平成20年度の課税データから課税限度額を10万円とし、それを超える場合について試算をしてみますと53世帯で対象世帯数の約1.1%、被保険者数は95人で対象被保険者の約1.5%、課税額では240万円程度で対象額の約2.0%となります。課税対象となるのは約900万円程度の所得がある被保険者でございます。

以上です。

議長（黒沢義久君） よろしいですか。

26番（宇野隆子君） はい。

議長（黒沢義久君） 次、22番立原正一君の発言を許します。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 22番立原正一でございます。

初めに、市長、ごあいさつの中ございましたものですから、このたびの2期目のご当選にしておめでとうございます。4年間よろしくお願ひしたいと思っております。

私は、本臨時議会提出案件の7件中本年3月31日付専決処分いたしました報告第6号、第7

号，第8号について確認をする意味から，質疑をしたいと思います。

初めに，専決処分の第6号常陸太田市市税条例等の一部を改正をする条例，第7号常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例，第8号常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例，この3つの案件でございますが，ただいま副市長より説明をいただきました。

これは国の平成21年度の税制改正を基本になされているということだと思ひまして，中身を見ていきますと，いろいろ説明いただいたわけでございますが，非常に難し過ぎて，私ども一般住民に対して，どう説明するかなということを考えますと，非常に迷うところでございます。私はこの国の税制改正が常陸太田市の税制改正にかわるわけでございますから，それはそれで理解いたしますけれども，これは国の指導ということになっております。それで，なぜこのように変わるかという理由はわかりませんけれども，お願いしたいことは私ども素人が住民に今度の税制改正に対して，このように変わるんですよということを簡単に住民が理解できるような内容で説明をいただきたいと思っております。これは，6，7，8のこの3案件を一括で質疑させていただきたいと思っております。

以上で終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 初めに，報告第6号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例）のご質疑にお答えを申し上げます。

今回の市税条例の主な改正につきましては，さきに副市長がご説明申し上げました6点でございます。この6点のうち，現在のところ本市においては看護師養成所や社会医療法人，高齢者向け優良賃貸住宅はございません。また，上場株式等に係る配当及び譲渡所得等に対する軽減税率の延長は制度が変わるものではございませんので，さらなる説明は省略させていただきます。

市民に関係のある住宅借入金等特別税額控除の創設，土地に対する固定資産税の負担調整及び下落修正措置の継続，長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置の創設の3点につきまして，具体的な内容をご説明させていただきます。

まず，個人住民税における住宅借入金等特別控除，いわゆる住宅ローン控除の創設でございます。この対象者は所得税の住宅ローン特別控除の適用者でございます。平成21年から平成25年までの新築や購入住宅の入居者に対しまして，10年間控除するものでございます。控除額につきましては所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除額について，所得税における税額控除額と同額，最高9万7,500円でございますけれども，これを限度に控除するものでございます。なお，この住宅ローン控除の内容につきましても，市民への周知について広報紙等により周知するとともに，事業所に対する周知につきましては説明会を開催しまして周知を図ってまいりたいと考えてございます。

次に，固定資産税の負担調整及び下落修正できる措置の継続でございます。この件につきましては，先ほど宇野議員のご質疑でご説明いたしましたとおり，今年度の評価替えに伴う土地の評価額につきましては，土地周辺の道路状況，あるいは利便性の変化等により一部は上昇している

土地がございますが、全体的には下落または据え置きとなっております。

一方、税額につきましては、過去の評価替えにおける大幅な評価額の上昇による急激な税額の上昇を抑えるため、税額をなだらかに上昇させる負担調整措置を講じてまいったところでございます。これまでの負担調整措置によりまして、昨年度の固定資産税全体の土地の概要調書の数値でご説明いたしますと、7割以上の土地につきましては税負担が一定水準に達しており、税額が据え置き、または評価額の下落により減少しているところでございます。

しかし、まだ税負担の水準が低い土地につきましては、今回の市税条例の改正によりまして、負担調整措置が平成23年度まで継続されることとなりまして、今後の税負担もなだらかに上昇することとなります。これらにつきましては、さきに、宇野議員のご質問にお答えしました都市計画税条例の一部改正と同じ考え方でございます。なお、この負担調整措置につきましては毎年度納税通知書とあわせて納税者に送付しております課税証明書の裏面に制度の内容を記載し周知しており、次年度以降につきましても同様な周知を図ってまいりたいと考えております。

また下落修正につきましては、評価替えの年度以外の宅地の評価額は据え置くこととなっておりますところでございますが、地価が下落し固定資産税の課税上、著しく均衡を失すると認める場合は、評価額を下落修正できる措置を継続するものでございます。

次に、認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置の創設でございます。この目的は住宅を長期にわたり使用することにより、環境への負荷を軽減するとともに市民の住宅に対する負担の軽減を図るものでございます。適用要件につきましては、平成21年6月4日から平成22年3月31日までに新築されたもの、長期優良住宅として茨城県が認定したもの、床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下のものかつ居住面積が全体床面積の2分の1以上の住宅であり、床面積が120平方メートルまでの固定資産税の2分の1の額を5年間減額するものでございまして、市民に対する周知につきましては、広報紙等により周知をしまっている所存でございます。

続きまして、報告第7号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）のご質疑にお答え申し上げます。市民に関係のある改正点についてお答えいたしますと、市街化区域内における土地に対する負担調整が継続されているわけでございますが、さきの報告第6号でご説明いたしました固定資産税の負担調整措置の内容と同様でございます。なお、市民への周知につきましても同様でございます。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） 報告第8号の専決処分の承認を求めることについての件でございますが、全部で6点あると思います。

第2条関係の介護納付金の分の課税限度額の引き上げでございますが、先ほど副市長からご説明申し上げましたとおり、これにつきましては今回の地方税法施行例の改正に伴いまして、介護納付金課税限度額が1万円引き上げられたことから、条例改正を行うものでございます。9万円

から10万円ということでございます。

次に、附則の第3項の上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。これは先ほど副市長が説明を申し上げたとおりでございますが、これにつきましては、平成21年1月1日後に支払いを受けるべき上場株式等の配当所得についての申告分、分離課税の選択ができることに伴いまして、所得割額を作成する当たり、総所得金額を加えることとするために新たに設けたものでございます。

また次に、附則の第4項につきましては、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。また、附則の第5項関係、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例、附則の第8項関係の上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除額に係る国民健康保険税の課税の特例、附則の第10条関係の先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税課税の特例、いずれもこれにつきましてはそういう特別法に係る税法の改正に伴って、改正をしたものでございます。中身につきましては先ほど副市長がご説明したとおりでございます。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 以上で質疑を終結いたします。

議長（黒沢義久君） これより討論を行います。

報告第6号、報告第8号について、討論の通告がありますので、発言を許します。

26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。

報告第6号及び第8号に対する反対討論を行います。

報告第6号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例）についてです。衆議院本会議の再決議を経て3月27日地方税法等の一部を改正する法律案が可決成立し、4月1日から施行されました。先ほどのご説明のとおりです。

今年の税制改正は昨年来の未曾有の経済危機に対して、経済効果をねらった減税措置をとっていることが特徴になっております。先ほどの説明でも6点の主な改正の説明がありました。個人住民税、住宅ローン特別控除を創設、医療福祉関係の施設等に対する非課税措置の拡大など賛成できる改正もありますが、反対の理由として挙げられるのは上場株式等の配当、譲渡益に対する軽減、税率10%が3年間延長されることです。大資産家優遇との批判があって、昨年改定で2009年1月1日から配当は100万円以下部分、譲渡益は500万円以下部分のみを10%の軽減税率として2011年1月1日からは20%の本則に戻すとしておりましたが、今改定で10%軽減税率を復活延長するものです。金融税制、大資産家、大企業優遇を復活延長することに反対いたします。

ちなみに国税庁の申告所得標本調査によりますと、国内の年間所得100億円以上の高額所得者は10人おりまして、これらの人の所得は上場株式等の配当、譲渡益が6分の5と推定されており、試算しますと1人当たり15億4,000万円、地方税分は3億1,000万円、これほど減

税されることとなります。まさに、この数値を見ましても、大資本家、大企業優遇税制です。

報告第8号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、介護保険料の1世帯当たりの年間課税限度額が4月1日から現行の9万円から10万円に引き上げられました。現在、限度額いっぱいの保険料となっている世帯の割合は4%とされております。本市の割合は、先ほどの答弁では53世帯と言いましたか、それより低くはなっておりますが。この上限を引き上げることで、政府は高額所得者の保険料を引き上げ、中間所得層の負担を軽減すると、このようにしています。そうであるならば、低所得、中間所得層の軽減措置が同時に提案される必要があると思います。この介護保険料の限度額の引き上げの対象者は40歳以上から65歳未満の被保険者です。この年代ですとちょうど教育費もかかり、医療費もかかりますし、介護サービスを受ける年齢にはなっておりません。特に現行の限度額9万円以上10万円未満の被保険者にとってはかなりの増税となるわけでありますので認められません。

さらに、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る課税の特例、さらには上場株式等に係る配当所得に係る課税の特例が創設されます。これらはいずれも金持ち優遇措置であり、認められません。

以上、報告第6号及び第7号についての反対討論といたします。

議長（黒沢義久君） 以上で討論を終結いたします。

議長（黒沢義久君） 採決いたします。

報告第6号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例）については、原案承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（黒沢義久君） 起立多数であります。よって、報告第6号については、原案承認することに決しました。

議長（黒沢義久君） お諮りいたします。

報告第7号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）については、原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。よって、報告第7号については、原案承認することに決しました。

議長（黒沢義久君） 採決いたします。

報告第8号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、原案承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（黒沢義久君） 起立多数であります。よって、報告第8号については、原案承認することに決しました。

議長（黒沢義久君） お諮りいたします。

報告第9号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度常陸太田市一般会計補正予算（第9号））については、原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。よって、報告第9号については、原案承認することに決しました。

日程第 3 議案第41号

議長（黒沢義久君） 次に、日程第3，議案第41号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） 議案書86ページをお開きいただきます。

議案第41号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成21年5月29日提出，市長名。

提案理由でございますが，平成21年5月1日に出されました人事院勧告に基づく国に準じた措置を講ずることに伴い，同年6月に支給する期末・勤勉手当の額を暫定的に減額するため，本条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが，市職員につきましては平成21年6月に支給する期末・勤勉手当の額を，また市特別職の職員，市長，副市長及び市教育委員会教育長につきましては，平成21年6月に支給する期末手当の額を暫定的に減額するものでございます。

まず，87ページ第1条の市職員についてですが，平成21年6月期の期末手当を1.4カ月分から0.15カ月分減額し1.25カ月分とし，勤勉手当を0.75カ月分から0.05カ月分減額しまして0.7カ月分とするものでございます。また，再任用職につきましては，期末手当を0.05カ月分減額し0.7カ月分とし，また勤勉手当を0.05カ月分減額し0.3カ月分とするものでございます。

次に，第2条の市特別職の職員，市長，副市長につきましては，平成21年6月期の期末手当を1.6カ月分から0.15カ月分減額しまして，1.45カ月分とするものでございます。

続きまして，第3条の市教育委員会教育長につきましても，同様に21年6月期の期末手当を1.6カ月分から0.15カ月分減額し1.45カ月分とするものでございます。この条例は，公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。

議案第41号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正についての質疑をいたします。

この提案理由ですけれども、平成21年5月1日に出された人事院勧告に基づく国に準じた措置を講ずることに伴い、同年6月に支給する期末・勤勉手当の額を暫定的に減額するため、本条例の一部改正を行うものとなっております。

これは、これまでにない異例で唐突な特例措置の勧告を行ったものです。ページ89から91ページにかけての新旧対照表で伺いますけれども、先ほども説明がありましたけれども、一般職で期末手当で0.15カ月の減、勤勉手当0.05カ月の減で0.2カ月の減額になるわけです。常勤特別職員等においては、期末手当0.15カ月分の削減となります。総額で概算で結構ですけれども、幾らになるのか、年代別30代、40代、50代、金額にして幾らになるのか、事例を挙げて説明をお願いいたします。

以上です。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 議案第41号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正についてのご質疑にお答えいたします。

まず、今回の改正に伴いまして、減額となります期末・勤勉手当の総額でございますけれども、特別職分を含めて約4,500万円でございます。職員1人当たりにつきましては約6万5,000円の減額となります。モデル例でご説明いたしますと、30歳で被扶養者が配偶者1人の場合は約5万4,000円、40歳で被扶養者が配偶者とお子さん2人の場合は約7万5,000円、50歳で被扶養者が配偶者とお子さん2人の場合は約9万2,000円の減額となっております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 総額で4,500万円の減額、職員1人当たりになりますと6万5,000円の減額ということで大変な額になるわけです。

市長にお伺いしたいと思うんですけれども、国は内需拡大によって景気回復を求めると言って、補正予算を出すと。このように言いながら、内需を冷え込ませる夏季一時金削減を、先ほども質疑の中でも申し上げましたが、あえて前倒しをして行う道理があるのかどうか。提案者としての市長のご意見を伺いたいと思います。

以上です。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 宇野議員さんのただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

ご案内のとおりでございますが、人事院勧告につきましては内需拡大につながらないじゃないかと、どうも内需拡大と逆行するような勧告ではないかというご指摘でございますが、公務員の給与につきましては民間に準拠して支給されるのが原則となっております。ただいま、現在の社会情勢を考えましたときに、民間での給与所得等については大幅な減額に今見舞われている状況下でございます。そのことをかんがえましたときに、本措置についてはやむを得ないものというふうに考えております。

なお、内需拡大につきましては、国の平成20年度の補正予算によりまして地域活性化、生活対策臨時交付金事業、あるいは定額給付金給付事業、子育て応援特別手当支給事業、また現在国会で審議をされております地域活性化経済危機対策臨時交付金事業等などを取り込みまして、内需拡大に努めてまいる考えでございます。

以上です。

議長（黒沢義久君） 以上で質疑を終結いたします。

議長（黒沢義久君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（黒沢義久君） これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。

私は、議案第41号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正についての議案に反対する討論を行います。

人事院は5月1日、民間で夏季一時金の大幅な削減が見られるとして、既に決まっている国家公務員の夏季一時金期末・勤勉手当0.2カ月分を減額するよう国会と内閣に臨時勧告を行いました。勧告どおりに実施されますと、6月、12月給の6月に6月の月給の2.15カ月分支給される予定だったものが1.95カ月分となり、一般行政職で平均約7万7,000円も減額されます。これを受けて、5月8日「地方公務員の給与についても国家公務員の給与を基本とすべき」との総務大臣談話を発表いたしました。

そもそも公務員は、労働基本権が剥奪されているもとの、人事院が前年冬と当年夏の民間の支

給額を調査して8月に人事院が勧告する仕組みになっております。例年どおりの調査は行うものの、その前に一部企業の調査をもとに前倒して減額をするというのは初めてです。私は先ほど質疑の中でも異例であり非常に唐突だと言いましたけれども、そのとおりだと思います。もともと勧告は夏の一時金支給に間に合わないために年末一時金に反映されており、時間差はあっても全体としては水準調整が行われる仕組みになっております。それを無視して、前倒しで削減するなどというルール無視も甚だしいものだと思います。

今回条例改定される常勤特別職等や条例改定に連動して減額される市会議員等は別として、一般職の夏季一時金を減額することは先ほど述べました人事院勧告の仕組みからして認められません。

また、今回の一時金減額は、自民党が減額法案を検討し始めたことが発端です。マスコミでも取り上げておりますが、このことは選挙向けに「公務員をたたいた」と、このようにアピールすることやルール無視の賃下げ実績づくりがねらいです。党利党略以外の何ものでもありません。さらに、公務員の夏季一時金削減は、春闘の終わってない民間中小企業の賃金を抑え込み、審議が始まった地域別最低賃金改定にも冷や水を浴びせるものです。内需拡大による景気回復が求められ、そのために補正予算を出したといいながら、内需を冷やす夏季一時金削減をあえて前倒ししておこなう道理はどこにもありません。消費低迷と景気悪化の悪循環を加速させることにしかならず、国民生活と日本経済より党利党略優先の暴挙であると言えます。

以上で、私の反対討論といたします。

議長（黒沢義久君） 以上で討論を終結いたします。

議長（黒沢義久君） 採決いたします。

議案第41号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（黒沢義久君） 起立多数であります。よって、議案第41号については、原案可決することに決しました。

日程第4 議案第42号ないし議案第43号

議長（黒沢義久君） 次、日程第4、議案第42号水槽付消防ポンプ自動車購入契約について、議案第43号消防ポンプ自動車購入契約について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） 議案書92ページをお開きいただきます。

議案第42号水槽付消防ポンプ自動車購入契約についてでございます。

平成21年5月20日一般競争入札に付した水槽付消防ポンプ自動車購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を

求めるものでございます。記といたしまして、契約の目的は水槽付消防ポンプ自動車購入、契約の方法は一般競争入札、金額は3,780万円、契約の相手はジーエムいちほら工業株式会社、代表取締役光野巍、平成21年5月29日提出、市長名。

今回の購入契約は、現在北消防署に配備しております水槽付消防ポンプ自動車が15年を経過して、整備計画に基づき買いかえるものでございます。次の93ページに概要を掲載してございます。機動性、悪路走破性を高めるため、低床4輪駆動式、積載水量は1,500リットルの消防ポンプ自動車でございます。

次いで、94ページをお開きいただきます。

議案第43号消防ポンプ自動車購入契約についてでございます。

平成21年5月20日一般競争入札に付した消防ポンプ自動車購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。記といたしまして、契約の目的は消防ポンプ自動車購入、契約の方法は一般競争入札、金額は2,142万円、契約の相手方はジーエムいちほら工業株式会社、代表取締役光野巍、平成21年5月29日提出、市長名。

今回の購入契約は現在太田支団第5分団及び太田支団第3分団に配備しております消防ポンプ自動車がそれぞれ22年及び20年を経過し、整備計画に基づき買いかえるものでございます。

次の95ページに概要を掲載してございます。この点につきまして誤解を招く表現がございしますので、一部付け加えをお願いいたします。1本体7)乗車人員ですが、6名以上とございます。続けまして、10名以下と付け加えさせていただきます。6名以上10名以下でございます。いずれにいたしましても、機動性、悪路走破性を高めるため、低床4輪駆動式の消防ポンプ自動車ということになります。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。

議案第42号水槽付消防ポンプ自動車購入契約について、議案第43号消防ポンプ自動車購入契約について、この2件について質疑をいたします。

この議案第42号水槽付消防ポンプ自動車購入ですけれども、一般競争入札によって契約されております。この入札参加事業者数ですけれども、2社だったということで1つはこの落札した栃木県鹿沼市のジーエムいちほら工業株式会社。ここは以前に旧水府村で契約したことがあったと伺っておりますが、ここが1社と、それからもう1社が石川県金沢市に本社がある長野ポンプ株式会社、古河市に営業所があるというような話を伺っておりますけれども、この2社だったということで、一般競争入札によって2社ということは非常に少ないと、これははっきり言えると

思います。どのような理由が少ないということで挙げられるのか、伺いたいと思います。落札率も2社で行ったということで96.9%という高い落札率が出たのかどうかその辺はそうなのかなという感じもいたしますけれども、落札率、結果といえば結果ですけれども、落札率についてとそれから先ほど2社だったということの理由がどのような内容が挙げられるのか伺いたいと思います。

議案第43号消防ポンプ自動車購入契約について、これも一般競争入札による契約になっておりまして、消防ポンプ自動車購入2台ということです。落札した相手方がやはり水槽式の消防ポンプ自動車と同じジーエムいちほら工業株式会社。この消防ポンプ自動車購入については3社が入札参加しております。先ほどの長野ポンプ、それから落札したジーエムいちほらともう一つが水戸市にあるトキワ産業ということで、この落札率ですけれども74.9%と。これは非常に低い額で落札されております。考えようによっては片方が非常に高い落札率でこちらは消防ポンプ自動車は74.9%と、3台購入することによって、結構バランスがよく利益も上がっているのかなというようなことで推定するわけですけれども、同等の消防ポンプ自動車、5年前に購入してありますが、そのときには1,300万円ほどで購入しているわけです。今回これで見ますと、消費税抜きで考えますと、2,400万円ですから1,200万円等で購入しているということで、そういう部分ではやはり2台購入できるということのメリットがあるのかなということも考えられますが、今後こういう方法もできれば、財源の問題もありますけれども、こういうことも今後検討していくのかどうかそういうこともあわせて伺いたいと思います。

以上です。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 議案第42号及び議案第43号のご質疑にお答えいたします。

まず、議案第42号水槽付消防ポンプ自動車購入契約についてでございますけれども、今回の消防ポンプ自動車購入契約につきましては、競争性、透明性、客観性など高く保つために一般競争入札により執行してございます。平成20年、21年度一般競争入札参加資格者名簿によりますと、各種消防ポンプ自動車の製造販売の資格を有するものは県内県外に12社ございまして、多くの業者が参加し得る入札としたところでございます。なお、市内には登録の該当者はございません。

入札公告は市の告示板のほかに、ホームページに掲載しましてインターネットにより全国から閲覧できるようになっております。その結果、今回入札に参加しました2社を含め、県内外の5社から問い合わせがございました。こうした問い合わせや入札公告における購入する消防ポンプ自動車の仕様や内容を勘案しまして、各社が判断したことにより結果として2社になったものと受けとめております。

さらに、落札率でございますが、96.9%の落札率となったわけでございますが、これにつきましては、仕様書に基づき精査しました金額の予定価格でございまして、業者も製造工程の中での積み上げた結果の入札金額であると受けとめております。

続きまして、議案第43号消防ポンプ自動車購入契約についてでございます。この契約に当たりましては、議案第42号と同様、一般競争入札に付したところ、入札参加者が3社でございました。一般競争入札に付した考え方、その経過、受けとめ方等につきましては、議案第42号でお答えした内容と同様でございます。

議案第43号の落札率74.9%につきましては、製造図面の作成が1台省略されコストの削減となること、またライン構成における効率化が図られるなど会社の経営努力の結果での落札率と受けとめております。

さらにもう1点、今後2台等まとめて購入を検討するのかというご質問がございました。これにつきましては、市の財政状況等勘案しながら、また消防本部との調整を図りながら、必要であればまとめて購入する契約等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） ご答弁いただきましたけれども、この議案第42号水槽付消防ポンプ自動車購入契約について、県内外には12社あるということで、一般競争入札、全国に入札を呼びかけたわけですけれども、やはりたった2社であるということです。これでは本来の一般競争入札になり得るのかという感じがいたします。43号にも関連しているのかもしれないけれども、この42号のみ見れば、何とも腑に落ちない点があります。落札率も96.9%ということで、もう少し競争して落札率が低く抑えられるということもあったのではないかというふうにも考えます。

議案第43号ですけれども、先ほども申し上げましたが、これもジーエムいちはら工業さんが落札しておりますけれども、ジーエムいちはら工業さんがコストの削減等々行ってこういう74.9%という低い落札率で入ったというような答弁でした。私は今回2台一度に購入したということは、先ほどから繰り返しますけれども、5年前には1台同等クラスで1,300万円等々で購入しているわけですから、うんと低い価格で今回契約されたということで、車の廃車の時期その他いろいろありますけれども、2台ともまとめてできれば低く抑えられるのかなという感じもいたしますので、今後こういう面で財政との調整もあると思いますけれども、消防署とも協議もあると思いますが、こういう入札の仕方も購入額を低く抑えるのにはいいのかなという感じがいたしました。

入札参加者数が少ないということでは、本来の一般競争入札の競争が十分行われないのではないかと、このことについては疑問も持ちますけれども、答弁についてはわかりましたので、以上で質疑を終わります。

議長（黒沢義久君） 次、22番立原正一君の発言を許します。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 22番立原正一でございます。

私は、議案第42号、43号、この2つの案件について質問いたします。いろいろ質疑項目が

ございましたが、前段同僚議員の質疑内容も入っておりまして理解いたしておりますし、私の質疑の中ではいつもこの公共事業に対する、それからこういう消防車を買うと市内の業者は全然関係なく県内にもいないということで、今の話のように全国対象にやられております。今回も2つの42号、43号を見ますと、約6,000万円近いお金が入ってくるわけです。やはり税金で買うわけでございますから、少なくとも市に税金を納められなければ、県の税金ぐらいは納められるようにしていければいいのではないかと考えておりまして、私はいつも以前から言っておりますのは、公共事業をするときには当市への税収として1円でも2円でも入ることを考えなければいかんだろうということを常に言うておるわけでございますが、今回も栃木県に流れるわけです。

これは市長にお伺いしたいわけでございますが、こういう案件の場合の税収のことを考えたときに何か方策がないのかということです。公共事業等をやる場合にはJ V的なものもあるわけでございますが、こういうもの場合にはそれは非常に難しいのかと思いますが、やはりこういう時期で当市には税収がないということで、厳しい苦しいと言っているわけですから、行政側から税金を他県他市に運んでいくことについて、考えなきゃならないだろうと思います。そこで、現状のままでいいものか、今後こういうことについて何か施策を講じていかなければならないか、その考え方について、市長に質疑をいたしまして、確認させていただきたいと思っています。

議長（黒沢義久君） 市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 一般競争入札の原点を考えましたときに、市内に登録業者がないということに対して、当市に税額をとどめるためにはやり方としては市内にエージェントを1社置くだけの話であります。そのことによって、エージェントの費用等を加算させた金額で購入することは、納税されている市民の皆さんに対して申しわけない話になりますので、今のとおり進めていきたいと思っております。

議長（黒沢義久君） 22番立原正一君。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 2回目の質疑に入ります。

答弁をいただきましてありがとうございました。

今のがいいかということになりますと疑問が残りますが、伺いますところによりますと、今後のメンテナンスにつきましては、車については当市でできる、それからポンプについては水戸でできるんだということになりますと、常陸太田市から茨城県に税金が入るようになるわけでございますが、ただ私はそういうことであれば、やはり住民たちに申しわけないが現状のままで進めていくという市長の質疑に対しますお答えをいただいたわけでございますが、やはりもう少しこの辺は考えなければならぬだろうとっております。まして、市長自身やはり今ご苦労されているわけでございますから、もう少し汗を流していただくか、考えていただいた末にあらわしていただきたいなと思うんですが、この辺は要望というようなことで終わりたいと思っておりますが、ぜひその辺のところの考えを改めていただきたいと、このような次第です。

議長（黒沢義久君） 以上で質疑を終結いたします。

議長（黒沢義久君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号、議案第43号、以上2件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号、議案第43号、以上2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（黒沢義久君） これより、討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（黒沢義久君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第42号水槽付消防ポンプ自動車購入契約について、議案第43号消防ポンプ自動車購入契約について、以上2件については原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号、議案第43号、以上2件については、原案可決することに決しました。

議長（黒沢義久君） 以上をもって今期臨時会の議事はすべて議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のあいさつをお願いいたします。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 本日の臨時会におきましては、専決処分の承認報告4件、条例の一部改正が1件、水槽付消防ポンプ自動車及び消防ポンプ自動車の購入契約各1件の合わせて7件につきまして、ご審議をいただきました。全案件につきまして、原案のとおり承認、可決を賜りまして、まことにありがとうございました。

また、議員の皆様の慎重かつ熱心なご審議に対しまして、心から感謝を申し上げます。

まもなく、梅雨に入ることになりますが、議員の皆様にはご自愛いただきまして、ますますのご活躍をご期待申し上げますとともに、あわせて市政の進展とその円滑な運営のため、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（黒沢義久君） 以上をもって、平成21年第3回常陸太田市議会臨時会を閉会いたします。

午前 11 時 45 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員